福祉バス使用規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人南部町社会福祉協議会所有の福祉バス（以下「福祉バス」という。）の使用について必要な事項を定める。

（使用の範囲）

第２条　福祉バスは、以下の各号に該当するときに会長の承認を得て使用することができる。

（１）　南部町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が自らの計画に基づき、福祉バスを直接その用に供するとき。

（２）　南部町が主催する事業の用に福祉バスを供するとき。

（３）　本会が使用を認める次の団体が福祉活動のために福祉バスを供するとき。

ア　本会が活動を支援する団体

イ　福祉団体等

ウ　社会福祉法人等

エ　ボランティアグループ・団体

（４）　その他、会長が特に必要と認めたとき。

（５）　第３号に規定する団体の詳細については別に定める。

（貸出による使用）

第３条　第２条第２号、３号に規定する福祉バスの使用は、南部町および利用団体に対し無料貸出しにより行うものとする。

（福祉バスの申込み）

第４条　福祉バスを使用するものは、使用の２週間前までに様式第１号または様式第２号に定める「福祉バス使用申込書」を提出し、使用の許可を受けなければならない。

（福祉バス使用者の義務）

第５条　福祉バスの利用者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。違反した場合、次回から福祉バスの貸出を認めないこともある。

（１）走行中みだりに立ち上がったり、歩行してはならない。

（２）ごみ等は利用者各自が責任をもって片付けなければならない。

（３）車内での飲酒はなるべく慎まなければならない。

（４）故意に備品等を破損した場合には、その行為に対しては、弁償を求めることもある。

（５）車内での喫煙はしてはならない。

（６）福祉バスを使用した団体は使用終了時に、使用者の負担で燃料を満量給油しなければならない。

（７）道路通行料、駐車料金等が発生した場合は使用者がその経費を負担する。

（福祉バス運転者の義務）

第６条　福祉バスの運転者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）　運行日誌は必ず記入することとし、車輌の不良箇所等が発生した時は、管理者に届け出ること。

（２）　運行終了後は、車内等の清掃を行うこと。

（福祉バスの使用の制限）

第７条　福祉バスの使用申し込みにおいて次の各号に該当するときには､原則として本会は使用を許可しないものとする。

（１）　使用距離が片道１５０ｋｍ以上であるとき。

（２）　使用人員が１０名未満の場合。

（３）　（１)、（２）以外であっても、使用者の義務に違反するなど使用に支障があるとき。

（使用時間）

第８条　福祉バスの使用時間は、原則として午前８時３０分から午後５時までとする。

２　原則として宿泊は伴わない。

（損害保険）

第９条　福祉バスの損害保険は本会で加入するが、補償については保険の対応内とし、それを上回るものについては、利用者責任で対応するものとする。

（その他）

第１０条　この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は公布の日から施行し、平成１６年１０月１日から適用する。

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

この規程は、平成２５年９月１日から施行する。

社会福祉法人南部町社会福祉協議会

福祉バス使用細則

第１条　福祉バス使用規程第２条第５号に規定する団体は次の通りとする。

社協の活動支援団体	福祉団体等	社会福祉法人等	ボランティア団体
福祉会 地域福祉委員連絡会 いきいきサロン	南部町身体障害者福祉協会 南部町手をつなぐ育成会 青雲会 南部町老人クラブ連合会及び南部町老人クラブ連合会加盟単位クラブ	伯耆の国 祥和会 西部やまと園	南部町ボランティア連絡協議会及び南部町ボランティア連絡協議会所属のボランティアグループ

※10 人未満の場合はワゴン車を貸し出すことができる。

附則

この細則は、平成１９年９月１日から施行する。

この細則は、平成２０年５月１日から施行する。

この細則は、平成２５年９月１日から施行する。